



外国人留学生の就職活動

あけましておめでとうございます。

1 月に入り、外国人留学生が卒業後に日本の企業に就職する場合における、就労資格への変更申請の受付が始まりました。但し、日本の企業への就職を希望しながら、内定が出ず、卒業することになるケースも当然ありますが、このような場合には、就職活動を行うためのビザ（特定活動）を申請することができます。当初は卒業後 1 年間だけでしたが、働き手不足の状況の中で、条件付きで 2 年間に延長されています。

卒業後 1 年目の就職活動について

大学を卒業し又は専修学校専門課程において専門士の称号を取得して卒業した留学生等の方が、付与されている「留学」の在留資格の在留期間満了後も日本に在留して、継続して就職活動を行うことを希望する場合は、その方の在留状況に問題がなく、就職活動を継続するに当たり卒業した教育機関の推薦があるなどの場合は、就職活動を行うための在留資格（特定活動、在留期間は 6 月）への変更が認められ、更に 1 回の在留期間の更新が認められるため、大学等を卒業後も就職活動のために 1 年間日本に滞在することが可能です。

卒業後 2 年目の就職活動について

大学等を卒業後、上記により就職活動を行うための在留資格への変更を認められ就職活動を行っている留学生等が、地方公共団体が実施する就職支援事業（設定する要件に適合するものに限ります。）の対象となり、地方公共団体から当該事業の対象者であることの証明書の発行を受け、大学等を卒業後 2 年目に当該事業に参加してインターンシップへの参加を含む就職活動を行うことを希望される場合で、その方の在留状況に問題がないなどの場合は、当該事業に参加して行う就職活動のための在留資格（特定活動、在留期間は 6 月）への変更が認められ、更に 1 回の在留期間の更新が認められるため、当該事業に参加して行う就職活動のため、更に 1 年間（卒業後 2 年目）日本に滞在することが可能です。

<2 年目における変更許可申請の必要書類>

ア 在留資格変更許可申請書

イ 対象者証明書（地方公共団体が発行するもの）

ウ 継続就職活動大学生にあっては直前まで在籍していた大学の卒業証書（写し）

又は卒業証明書等

エ 継続就職活動を行っていることを明らかにする資料

オ 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書等

尚、インターンシップの内容は、将来の就職に結び付くよう、対象者が将来行う業務を見据えて、「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格に該当する業務を行う計画を設定する必要があり、将来の就職に結び付かないような、単なる労働力として単純的な業務に従事するといった内容は認められません。

外国人雇用サポートセンター

〒184-0004 東京都小金井市本町 1-8-14 サンリーブ小金井 305（キリン社会保険労務士事務所内）
TEL 042-316-6420 FAX 042-316-6430 ホームページ <http://foreigner-em.com/>